令和8年度「びわこモーターボート競走場電気調達業務」に関する質問への回答書

NO.	質問内容	回答
1	調整費等の取扱いについて 入札説明書 P6　7(3)イにて、入札金額の算定にあたり燃料費等調整額は 考慮しないとされています。また、電気需給契約書(案)第12条(3)では「電気需給仕様書に定める燃料費等の調整を行う場合」と記載されています。 (1) 契約単価とは別に、受注者が独自に定める調整費(市場価格に連動する調整費を含む。)を設定することは可能でしょうか。 (2) 燃料費等調整額が発生しない料金体系での応札および契約締結は可能でしょうか。	(1)調整費については、仕様書2「(7)燃料費等の調整」のとおり、契約締結時点の滋賀県を供給区域とするみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者の小売部門)の標準供給条件等によるものとしますので、貴社独自の調整費を設定いただくことはできません。 (2)燃料費等調整額が発生しない料金体系での応札および契約も可能です。
2	請求書の発行時期について 請求書は、毎月第8営業日頃の発行となりますが、よろしいでしょうか。 (電気需給契約書(案)第13条1項に基づく検査合格後の請求との関係を含め、ご教示ください。)	問題ございません。
3	請求書の発行形式について電気需給契約書(案)第13条4項では請求書を郵送すると規定されて いますが、請求書をWEB上で発行する方法でもよろしいでしょうか。	請求書として必要な事項が記載されていれば了承いたします。詳細は仕様書2(10)アに記載のとおりです。
4	託送料金改定時の契約金額について 一般送配電事業者の託送供給等約款における託送料金が、落札後(契約開始前から契約期間中まで)に改定された場合、契約金額の改定 (加算・減算)の対象としていただくことは可能でしょうか。	可能です。また、託送料金の変更があった場合は、変更後の料金単価にて変更契約を締結いたします。
5	契約電力に関わる工事について 契約期間中に、契約電力の増減に関わるような工事を予定しているものが あれば、ご教示ください。	現時点で、そのような予定はございません。
6	30分値データについて びわこモーターボート競走場およびびわこモーターボート競走場第1立体駐車場の30分値データ(使用電力量実績)をご提供いただくことは 可能でしょうか。可能な場合、対象期間および提供時期をご教示ください。	可能です。現時点での対象期間は、びわこモーターボート競走場(特別高圧)が2026年2月1日～2026年10月31日まで、第1立体駐車場が2026年2月18日～2026年10月17日までになります。また、ご請求いただきましたら、現時点からデータの提供は可能です。
7	債権譲渡について 電気需給契約書(案)第6条に権利義務の譲渡等の禁止(発注者の事前承認がある場合を除く)が規定されています。本契約に基づく料金債権の譲渡についても、同条の事前承認により可能でしょうか。	電気料金債権の譲渡については、電気需給契約書(案)第6条の規定のとおり、発注者の事前承認を得た場合には認める取扱いとしています。承認の可否は、契約締結後に受注者から具体的な申出を受け、その内容を確認した上で、個別に判断します。